

【団体更新の変更点】

更新手続きの方法について以下の通り流れが変更となっております。

今まで	→	今回
更新必要書類の発送について		
<p>「登録申請書」「構成員名簿」「延長願い」をお送りさせていただきました。</p>		<p><u>前回の更新時に教育総務課へ提出いただいている内容（その後の変更内容も含む）を「登録申請書」「団体構成員名簿」に印字しお送りさせていただきます。また公共施設予約システム導入により「延長願い」は廃止となっております。</u></p>
書類の記入及び確認について		
<p>「登録申請書」「構成員名簿」「延長願い（必要な場合）」の全ての欄に記入いただいております。</p>		<p><u>内容に変更がないか確認いただき、各種書類にある「印字されている内容の、変更の有無にマルを付けてください」に回答してください。変更がある場合は元の部分に斜線を引き、変更後の内容を記入してください。変更がない場合はそのまま結構です。</u></p>
書類の提出について		
<p>「登録申請書」「構成員名簿」「構成員の身分証明書の写し」「延長願い（必要な場合）」を窓口（教育総務課、総合体育館、ふれんど平尾、稲城長峰ヴェルディフィールド、各文化センター（第三文を除く））にて窓口での提出をいただいております。</p>		<p>「登録申請書」「団体構成員名簿」と変更のあった構成員の身分証明書の写しを、教育総務課まで郵送又は各窓口（教育総務課、総合体育館、各文化センター）にて提出をお願いします。（ふれんど平尾、稲城長峰ヴェルディフィールドでの受付は行いません。）</p> <p>（市外在住で市内在勤者の場合、在勤証明書と一緒に身分証明書の確認もさせていただいておりましたが、今回市内在勤要件となる方においては<u>在勤証明書のみ</u>の提出で結構です。）</p>
登録の更新決定と各団体への通知について		
<p>登録証を作成し、窓口（教育総務課、総合体育館、ふれんど平尾、稲城長峰ヴェルディフィールド）にて手渡しでお渡ししていました。</p>		<p><u>公共施設予約システムの導入により、登録証が廃止となりましたことから、登録完了のお知らせとして決定通知書を団体の代表へ郵送いたします。</u></p>